

教育民生常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第 2号 令和7年度岩国市一般会計補正予算（第5号）

議案第 9号 令和8年度岩国市一般会計予算

以上2議案のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第 3号 令和7年度岩国市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

議案第 4号 令和7年度岩国市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第 5号 令和7年度岩国市介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第 8号 令和7年度岩国市病院事業会計補正予算（第2号）

議案第11号 令和8年度岩国市後期高齢者医療特別会計予算

議案第12号 令和8年度岩国市国民健康保険特別会計予算

議案第13号 令和8年度岩国市介護保険特別会計予算

議案第21号 令和8年度岩国市病院事業会計予算

議案第29号 岩国市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

議案第30号 岩国市保育園条例の一部を改正する条例

議案第31号 岩国市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第37号 岩国市へき地保育園条例を廃止する条例

議案第58号 岩国市介護保険条例の一部を改正する条例

以上13議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第9号 令和8年度岩国市一般会計予算のうち、本委員会所管分の審査におきまして、

総務費の特定防衛施設周辺整備費の教育振興支援事業費の学校給食運営事業に関し、委員中から、「本市ではこれまで防衛省の交付金を財源として、本事業において、小・中学校における給食費の無償化を行ってきたところであるが、令和8年度からは、小学校について、文部科学省の交付金を活用することとした判断について説明を求める」との質疑があり、

当局から、「防衛省の交付金について、現在の給食単価である1食当たり315円で対象人数、食数等から算定すると、総額2億6,681万2,000円となる。この単価は県内他市と比べても高い水準である。対して、文部科学省の給食費負担軽減交付金の見込額は3億247万3,000円で1食当たり割戻すと301円となる。単純に1食当たりの金額を比較すると文部科学省の交付金のほうが少なくなるのだが、対象が就学援助世帯まで広がるため、結果として支給総額の多くなる文部科学省の交付金を選択した」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「これまで小学校の給食費の無償化に充てていた、いわゆ

る防衛予算を引き続き子育て支援に活用していただきたい。要望の多い高校生の医療費の無償化を実施する場合、どれくらいの予算が必要になるのか」との質疑があり、

当局から、「高校生まで医療費の無償化を拡充した場合、追加の事業費として約1億2,000万円が必要になると試算している」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「国による給食費の無償化に伴う財源の振替により、防衛省の交付金を積み立てた基金の取崩しが約2億7,000万円減るとのことで、これにより、その減額分を他の事業に充てることが可能になると考えられる。高校生の医療費の無償化は、県内他市においても多く実施されており、ぜひ本市でも実施を前向きに検討していただきたいかったが、どのように考えているのか」との質疑があり、

当局から、「制度の拡充については、十分に検討を重ねたが、来年度は政策として選択しない判断に至った。今後も引き続きしっかりと議論してまいりたい」との答弁がありました。

続いて、民生費の老人福祉費の老人福祉対策費の高齢者生き行きサポート事業に関し、

委員中から、「本事業について運用上のトラブルはないか。また、処理を行うタクシー利用券は約27万枚あるとのことであるが、これを職員が数えているのか」との質疑があり、

当局から、「タクシー利用券は紙媒体であるため、破損や紛失等のトラブルについて、利用者やタクシー事業者から伺っている。また、枚数については、職員が分担して、計数機などで確認し、請求書の内容との突合作業を行っている」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「膨大な枚数のタクシー利用券を取り扱う事務処理は、職員にとって大変な作業である。近隣市町では、事務負担の軽減が図られるQRコード等を使用したチケットのデジタル化にも取り組んでいるが、本市はどのように考えているのか」との質疑があり、

当局から、「デジタル化については過去に検討を行ったが、莫大な経費がかかるため見送った経緯がある。しかしながら、紙媒体では御指摘のとおり様々な問題があることから、タクシー事業者ともよく協議をしながら、デジタル化に向けてなるべく早く調整していきたい。あわせて、スマートフォンのアプリにチケットを搭載するなど、様々な利便性の高い手法について研究してまいりたい」との答弁がありました。

続いて、教育費の小学校費の教育振興費の小学校教育振興費の物件委託料について、

委員中から、「本件のスクールバスに限った話ではないが、ガソリン価格が直近で1リットル当たり30円以上上がっている。この予算額には、現在のガソリン価格の高騰までは考慮されていないと思われるが、これへの対応策は、どのように考えているのか」との質疑があり、

当局から、「今後もガソリン価格の高騰が続き、スクールバスの運行が困難ということになれば、補正予算等での対応を行っていかないといけないと考えている」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「この3月中には入札が行われ、事業者と年間契約を結ぶことになると思われるが、入札が不成立となることも予想される。その場合の対応につい

ては、どのように考えているのか」との質疑があり、

当局から、「新学期の当初からスクールバスを運行しなければならないため、入札が不成立となった場合は、例えば1か月間、あるいは短期間での随意契約を結んだ上で、補正予算の成立後に残りの期間の契約をするといった対応を考えている」との答弁がありました。

本議案のうち、本委員会所管分については、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。